

第1号様式

法令適用事前確認手続(照会書)

令和8年2月6日

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長 殿

照会者名 岩城国際法律事務所

弁護士 岩 城 肇

住所 東京都千代田区内神田2丁目16番11号

内神田渋谷ビル4階

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容(照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあつては、照会及び回答内容並びに照会者名)が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

建設業法(以下「法」という。)第3条第1項

2. 将来A社が行おうとする行為に係る個別具体的な事実

(1) A社は、A社顧客の工場、事務所その他の顧客が指定する拠点に、所謂ローカル5Gを利用したネットワーク環境を提供することを検討している。

当該業務は、ローカル5Gのネットワーク環境構築及び運用に必要な通信設備のうち、コアネットワーク及び基地局に係る通信機器及びソフトウェア(以下「5Gネットワーク機器」という。)並びに通信回線をA社が顧客拠点内に設置し、5Gネットワークを構築した上で、顧客に有償で利用させるサービス(以下「本件サービス」という。)である。ネットワークを実際に利用するためには、5Gネットワーク機器に加え通信端末が必要となるが(別紙イメージ図参照)、顧客はこれを自ら用意し、ネットワークにアクセスすることにより、ローカル5G通信を利用することができる。¹

A社はこれに加え、構築されたネットワーク環境が常時安全に利用できるよう、ネットワークを監視、保守及び運用するサービス及び顧客による無線免許取得支援等の付帯サービスも、有償で提供する予定である。

したがって、A社が顧客との間で締結する通信環境提供契約の主な内容は、以下のとおりであ

¹ なお、通信端末をネットワークに接続するには SIM カード又は eSIM が必要となるが、これらはA社が有償で顧客に販売する予定である。これに関しては、顧客が通信端末に SIM カードを差し込み、又は eSIM の番号を設定するだけなので、工事は不要である。

る。

A社の主な義務:

- 顧客に対して本件サービスを提供すること
- 顧客が本件サービスを中断なく享受できるよう、ネットワークを常時保守運用すること
- 顧客による無線免許取得を支援する等、付帯サービスを提供すること

顧客の主な義務:

- 本件サービスの対価を支払うこと
- A社及びその受託者に対し、拠点内における5Gネットワーク機器及び通信回線の設置作業を許可し、これに必要なスペースを提供すること

(2) 具体的には、A社が自らの費用で建設業者に依頼し、建設業者をして顧客拠点各所にアンテナ(無線装置・RU)及びラックを設置させる。その上でA社が、無線信号処理部(DU)、データ処理部(CU)及びコアネットワーク構成機器をラックに配置し、これをクラウド上のデータセンターと接続することで、ネットワークが完成する。顧客拠点に設置されるコアネットワーク構成機器は、典型的にはL3スイッチ、エッジサーバー及びセキュアゲートウェイを指すが、基地局及びコアネットワークを構成する機器の内訳は、実際には案件によって異なり得る。

別紙イメージ図のとおり、RU、DU及びCUが基地局を構成し、上記の例でいうL3スイッチ、エッジサーバー及びセキュアゲートウェイがコアネットワークを構成する。前述のとおり、これらの機器はすべてA社が所有し、サービスの提供期間中を通じて、自己の資産として維持管理するものである。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

(1) 5Gネットワーク環境構築に当たり、5Gネットワーク機器を顧客拠点内に設置する作業には、電柱や鉄塔へのアンテナ設置作業、コアネットワーク及び基地局構成機器を収納するラック据付作業など、法第2条にいう建設工事に該当すると思しき作業が含まれる。しかし、かかる設置作業は5Gネットワーク機器を顧客拠点内に設置し、本件サービスの用に供するための、いわば準備行為として行われるものである。本件サービス提供期間中、5Gネットワーク機器は引き続きA社が所有し、機器の代価又は機器設置作業の対価を、A社が別途顧客から徴収することはない。

(2) すなわち、A社は自ら所有する機器を、顧客にサービスを提供するために自己の費用で顧客拠点内に設置し、その施工について、自ら発注者として建設業者に依頼する予定である。

A社が顧客との間で締結する契約は、A社が顧客に対し本件サービスを提供し、ネットワーク環境が常時利用可能であるよう、維持保全することを主な内容とする役務提供契約であり、報酬を得て建設工事の完成を目的とするものではない。そうすると、前記契約は法第24条にいう「報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約」には該当せず、A社は法第2条第2項にいう「建設工事の完成を請け負う営業」に従事するものではない。

(3) 以上より、A社は本件サービスを提供するに当たり、法第3条に基づく建設業許可を受けることを要しないと考える。

4. 公表の延期の希望(希望する場合のみ)

希望しない。

5. 連絡先

岩城国際法律事務所

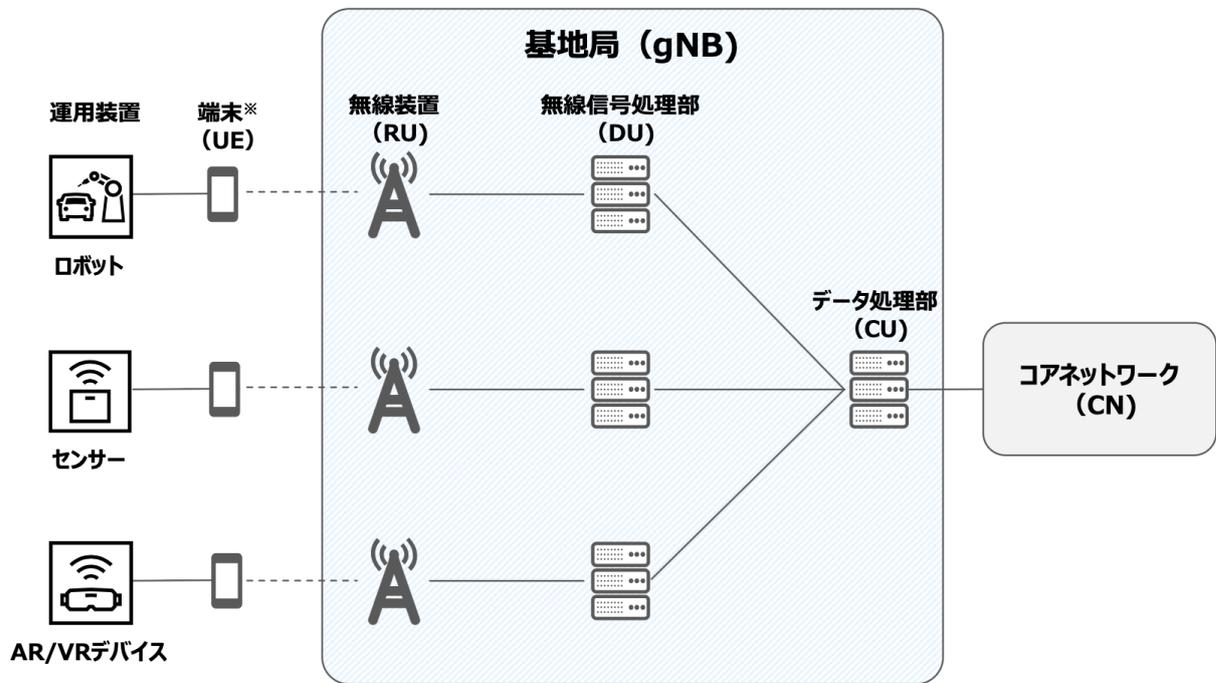
弁護士 岩 城 肇

TEL 03-6722-0050

FAX 03-6701-2219

以上

ローカル5Gのネットワーク構成図（イメージ）



出典：総務省・ローカル5G等導入の手引き(改訂版)²

² https://go5g.go.jp/sitemanager/wp-content/uploads/2023/11/%E3%80%90%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%E5%88%A5%E6%B7%BB%E F%BC%92%E3%80%91%E3%83%AD%E3%83%BC%E3%82%AB%E3%83%AB5%EF%BC%A7%E7%AD%89 %E5%B0%8E%E5%85%A5%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95%E3%81%8D%E6%94%B9%E8%A8%82 %E7%89%88_%E5%85%AC%E9%96%8B%E7%89%88.pdf